

令和2年度「宮崎ひなた生活圏づくり」地域ワークショップ開催支援業務  
委託企画提案競技実施要領

令和2年4月21日  
宮崎県中山間・地域政策課

- 1 業務の名称 令和2年度「宮崎ひなた生活圏づくり」地域ワークショップ開催支援業務
- 2 業務の内容 別紙（業務仕様書）のとおり
- 3 委託期間 委託契約締結日から令和3年3月31日まで
- 4 委託料の上限額 3,836,910円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払）
- 5 委託契約書 別添のとおり
- 6 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。
- 7 企画提案競技参加資格  
本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。  
なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。  
(1) 以下①又は②いずれかに該当すること。  
① 県内に主たる事業所又は従たる事務所を有する民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体であること。  
② 少なくとも1つの構成員が①の要件を満たす共同企業体であること。なお、共同企業体を構成する事業者が、単独又は別の企業体の構成員として、本企画提案競技に参加することはできない。  
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者  
(3) 平成30年度以降に業務委託と同種、同規模以上で、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人から受注した業務を遂行した実績を2件以上有する者  
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。  
(5) 以下のいずれにも該当しないこと。  
① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
② 次のいずれかに該当する者  
ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者  
イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者  
ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者  
エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者  
③ 法人の役員等が前記①及び②のいずれかに該当する者  
(6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者  
(7) 県税に未納がないこと

## 8 企画・立案に当たっての留意事項

本事業の趣旨、「宮崎ひなた生活圏づくり」や、国等における地域運営組織の形成に関する議論、他県における先進事例等を十分に把握・理解した上で、効果的な事業となるよう企画・立案すること。

## 9 説明会の開催

- (1) 日 時 令和2年4月28日(火)午後1時30分から (1時間程度)
- (2) 場 所 宮崎県庁本館附属棟304会議室
- (3) 参加申込 事前説明会参加申込書(様式1)を令和2年4月27日(月)午後5時までにファクシミリにて提出すること。なお、未達を防ぐため、送信後、到達確認の電話を下記担当に行うこと。

## 10 企画提案書等の募集

- (1) 募集期間 令和2年4月21日(火)～令和2年5月18日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出先 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。
- (4) 提出物
  - ① 応募書兼企画提案書(様式2 A4サイズとする。)【原本1部、コピー5部】
  - ② 見積書(様式任意)【原本1部、コピー5部】
    - ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
    - ・各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること。
    - 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
  - ③ 県税に未納がないことを示す納税証明書【原本1部】
  - ④ 類似業務受注実績(様式任意)【1部】  
平成30年度以降の国又は地方公共団体等から受注した類似業務の契約書のコピー及び履行したことが確認できる業務完了検査書等の書面のコピー 2件分
  - ⑤ 誓約書(様式3)【1部】
  - ⑥ 会社概要(既存のもので可)【1部】
  - ⑦ 共同企業体での参加の場合、共同企業体協定書【原本1通】(また、上記③、⑤、⑥はそれぞれの構成員について提出すること。)

## 11 質問の受付

実施要領等に関する質問は、質問書(様式4)をファクシミリ、電子メール又は持参することにより令和2年5月13日(水)午後5時まで受け付ける。未達を防ぐため、送信の事前又は事後に必ず電話連絡を行うこと。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、事前説明会全参加者に書面(電子メール)にて連絡する。

## 12 審査方法・基準

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

- (1) 審査方法  
提出された企画書及び見積書をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。
- (2) 審査内容
  - ① 当該業務を遂行できる業務受託体制であるか、また、業務受注体制は十分か。
  - ② 事業の趣旨・目的や「宮崎ひなた生活圏づくり」、将来人口推計の活用した地域における「話し合い」、地域運営組織の形成等について、十分に理解しているか。
  - ③ 地域におけるワークショップにおいて、「ひなたまちづくり応援シート」を活用した具体的かつ効果的な実施内容となっているか。
  - ④ その他創意工夫が見られるか。
  - ⑤ 計画的な業務スケジュールが組まれているか。
  - ⑥ 妥当な積算内容となっているか。

13 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

結果通知予定 令和2年5月22日（金）頃

14 決定後の事業計画について

委託先の決定後、事業計画の内容について、受託者との協議の上、変更することがある。

15 業務委託契約の締結について

審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から委託料の見積もり額が予定価格の範囲内であることを確認の上、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)に定める随意契約の手続きにより契約書を取り交わすものとする。

16 その他

(1) 提出された資料は、返却しない。

(2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。

(3) 当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

(4) 委託事業の内容に関して、国、地方公共団体等からの委託料、補助金等を重複して受けることはできない。

(5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

17 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）
担 当	宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当
電 話	0985-26-7036
ファックス	0985-26-7353
電子メール	chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp